



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部
NEWS LETTER

2021年2月8日発行 第64号
事務局長 水原 渉
TEL/FAX 0749-47-5169 (共通)
go-ma-me@hi3.enjoy.ne.jp

核兵器禁止条約発効を歓迎する

－核兵器廃絶への新たな段階に！

個人会員分会(支部事務局長)水原 渉

広島、長崎への原爆投下から75年余りが経った今年1月22日、核兵器禁止条約(以下、「核禁条約」)が国際法として発効した。核兵器の使用、開発、製造は勿論、使用による威嚇も違法となった。これは日本の被爆者団体をはじめ、世界の多くの団体・個人が核兵器の非人道性を世界に訴え続けてきた成果である。多くの人々の悲願であった核兵器廃絶に向けて、人類史上にも大きな意味を持つ歴史的前進である。核兵器禁止を訴えていた私たちもこれを大いに歓迎したい。

日本は唯一の被爆国として国民に悲惨な経験をさせながら、政府は核保有国と並び、核兵器依存国として、この「核禁条約」に反対の立場をとっている。

本条約批准国は1月末現在52ヶ国で、50ヶ国の発効条件を満たしたばかりの段階だが、ICANは今年中に100カ国の批准を目指したいと表明した。批准の前段階の署名をした国も増えており、実現は可能と思う。

実は、条約で「非核兵器地帯」(以下、「核禁地帯」)を設けている地域が既に世界には幾つか存在する。これらの「核禁地帯」条約は、①「核禁条約」に類似して、核兵器の開発、保有、配備、使用等を禁じ、核兵器が存在しない状況を地域内に創り、②核保有国に対しては、地域内での核兵器の使用や使用の威嚇を禁じるもので、地帯内の国家に限定したものだが、当然、全参加国は「核禁条約」批准の立場にも立てるはずである。「核禁地帯」は以下の様に既に6のものがある(南極、宇宙などの同地帯を除く)。

1968年4月発効のトラテロルコ条約(ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約)は、1962年のキューバ危機が背景にあった。対象地域33ヶ国全て有効となった。「核禁条約」には21ヶ国が批准している(署名段階は7ヶ国;独自集計による。以下、同)。

1986年発効のラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条

約)は、1966年、フランスの南太平洋地域における核実験に対する核実験反対運動を背景に制定された(13カ国に対し有効;濠州やニュージーランドも参加)。

「核禁条約」批准国は9ヶ国で、署名のみの国はない。

1997年発効のバンコク条約(東南アジア非核地帯条約)はASEAN10ヶ国を対象にしている。核保有国5国に対し議定書への参加(前出の②)を求めているが、現段階では幾つかの理由で未調印のようだ。5ヶ国が「核禁条約」を批准し、4ヶ国は署名段階である。

アフリカ大陸では2009年発効のペリンダバ条約(アフリカ非核地帯条約)がある。2016年現在の同条約署名国は54か国で、うち批准済みは40か国となっている。「核禁条約」は7ヶ国が批准し、8ヶ国が署名のみの段階である。

2009年発効のセメイ条約(中央アジア非核兵器地帯条約)はカザフスタンなど5カ国によって結ばれている。「核禁条約」の批准は20年末時点では同国のみとなっている。

加えて一国のみのモンゴル「非核地帯」がある。1992年の同国の「非核地帯」化の宣言が、1998年に国連総会決議で「非核兵器国の地位」として承認された。同国はまだ「核禁条約」の署名・批准を行っていない。

これら「非核地帯」では現時点の「核禁条約」批准国数は43に達し、条約制定に大きな貢献をしているし、今後も多数の批准国が出てくることが予想される。

「核禁条約」は、批准し、国内法化がなければ、実効性を持たない。この意味で、最終的に核保有国を巻き込むことが重要である。また、日本や、独、伊など米国の核兵器配備も認めているNATO諸国の様に、米国の同盟国として、違法化された「使用の威嚇」を擁護する「核の傘」依存国が批准する状態をつくりださねばならない。

核兵器依存のNATO諸国でも、2019年に「核禁条約」に加わるための法的障害は存在しないと政府が表明したオランダ、昨年の政権交代で核禁条約加盟が効果的か検証しているベルギー、16州都が全て批准を求め

ているドイツ、そして過去の国際的言動から当然に批准すべきノルウェー、デンマーク、非 NATO 国のスイスなど多くある。

そして何よりも唯一の被爆国である日本で「核禁条約」批准を実現しなくてはならない。世論調査では70%の人が批准を求めているし、全ての立憲野党は批准すべきだという立場である。来たるべき衆議院選挙での野党による政権交代はこの意味でも重要である。

【報告】中小企業のコロナ危機と「中小企業半減容認」論の問題点－第2報

個人会員分会 宮川卓也

第四の問題点は、社会保障の維持・向上は「生産性」だけの問題ではないと言うことです。より重要な点は、税金の集め方と使い方です。企業の生産性だけで社会保障を説明するならば、一人当たり名目 GDP 25 位の日本が、国連の幸福度ランキングで 62 位という現実の説明できません。GDP に占める社会保障支出の日本の割合は、公的医療保険が未整備であるアメリカと同水準でしかありません。日本の水準は、EU 諸国の 3 分の 2、北欧諸国の 2 分の 1 でしかなく、1980 年から 97 年では、日本以外の 5 カ国（米、仏、独、伊、瑞）は社会保障費の対 GDP 支出を平均で 5.9% から 7.8% へと増やしているのに対し、日本だけが 4.1% から 3.4% に、割合を低下させています。同時期に先進各国で、老人人口の増加が頭打ちとなるなか、日本だけが世界一のスピードで老人人口を増やしました。本来なら社会保障支出を増やさなければならないはずの日本の姿勢が、いかに異常であるか明らかです。税收の偏り（大企業・富裕層への軽減の反面で、消費増税、社会保障の国民負担の増加）も含めて、見直す事で現在の一人当たり GDP の元でも社会保障の充実が十分可能だと言えるでしょう。

第五の問題点は、ア氏が「中小企業の経営者の経営能力の低さ」（p.313）を生産性の低さの原因として非難していることです。これも事実と反しています。黒字企業の割合を歴史的に見ると 1951 年/83.5%、60 年/73.1%、70 年/69.7%、80 年/51.7%、90 年/51.6%、2000 年/31.6%、2010 年/25.2% と、年を追うごとに減少しています。ア氏は、今の中小企業経

営者は、70 年前の先輩に比べて 3 割の能力しかないと言うのでしょうか？これは経営者の能力に責任転化すべき問題ではなく、歴代政権の中小企業軽視、大企業優遇政策をこそ問題にすべきです。

まとめ

- 1) アトキンソン氏の「中小企業＝低生産性」論は、戦後の中小企業軽視政策の結果であって、中小企業本来の姿ではない。中小企業が大企業からの低価格押し付け（ア氏は他所で言及しているが的外れ）、途上国との価格競争などにさらされた結果をさかさまに見ているだけに過ぎない。
- 2) そこから導き出される「生産性向上のための中小企業半減」論は正しくない。それどころか、雇用の劣化、様々な要素技術の衰退、地域経済の崩壊など致命的な結果をもたらす暴論でしかない。
- 3) しかし、中小企業の減少は年間 10 万社に上っており、世界でも突出して多い。従来から「クロヨン」「トーゴーサン」「法人成り」などの国民の重税感を背景とした中小企業経営者や農業従事者との対立をおおる言説があるが、さらにアトキンソン説を持ち上げることで、政権はコロナ禍の中小企業支援策に消極的な姿勢を一層鮮明にすることが予想される。また、これによって苦境にある多くの中小企業経営者が維持・発展の希望を失い、事業継続をあきらめてしまうことも懸念される。一説にはコロナ禍の長期化で休廃業する企業が 30 万社にも上るとされている（東京商工リサーチ/第 9 回新型コロナウイルスに関するアンケートより）。
- 4) 地域の中小企業は「生産性」のためだけにあるのではない。大企業が雇用しない様々な事情を抱えた、多数の地域住民に日々の働く場を提供し、収入を保障し、仕事による成長や満足感を与え、地域社会を支える土台になっている。また欧米で試みられている「Flexicurity」（Flexibility と Security の合成語）で課題になっている、「行政が個々人に最適な働き方を提供できるのか？」と言う問題に対しても、地域の中小企業が、人間的なつながりを基礎にして粘り強く取り組むことが解決の大きな要素になると思われる。（なお、全文は「滋賀県中小企業家同友会・政策委員会」で検索して下さい。）